

審査票 (令和6年4月物品資格更新 専用)

1次審査

2次審査

申請者 ※会社名等 (商号、屋号又は名称) を記入

(京都市)業者コード

(電子申請システム) 到達番号

株式会社京都商事

<例>261002023061300001 (18桁)

電子申請システムでデータ送信後に印刷できる「到達確認画面」に表示されている番号

書類番号	書	申請したものと同じ「商号又は名称」	京都市に登録のある業者は必ず記入	提出時確認	審査	不備の内容等
1	申請書	・システムで印刷する。 ・両面印刷を。				記入不要
2	到達確認画面	・システムで印刷する。 (「電操マ」P51参照)				
3	審査票 (この用紙)	・1申請者につき1枚。 ・提出時確認完了後、封筒に入れる。				
4	印鑑証明書	・発行日がR5.3.14以降。 ・写し可。ただし、写しの場合は 印影及び文字が鮮明なもの 。 ※不鮮明な場合は原本の提出を求めています。				
5	「使用印鑑届」又は「委任状兼使用印鑑届」	<受任者設定> なし あり ・実用印	提出前に最終確認し、提出する書類に「○」や「し」を付ける			
6	はがき (京都市競争入札参加資格【物品】の更新手続のご案内)	・物品資格更新申請業者のみ必要 ・令和5年5月末頃に郵送済 ・紛失等の場合は提出がなくともやむを得ないものとする				
7	履歴事項全部証明書	・発行日がR5.3.14以降。 ・写し可。ただし、写しの場合は 文字が鮮明なもの、ページ抜けがないもの 。 ※不鮮明な場合や内容に疑義がある場合は原本の提出を求めています。				
8	納税証明書 (国税等)	・発行日がR5.3.14以降。 ・写し可。ただし、写しの場合は 文字が鮮明なもの 。 ※不鮮明な場合は原本の提出を求めています。				
9	確定申告書 及び (白色申告) 収支内訳書 (青色申告) 青色申告決算書	・物品の個人事業主のみ。				

記入不要

京都市記入欄 (記入不要)